

第8回 久留米市水道料金制度審議会議事概要

1. 日 時 平成19年2月15日(木) 14時

2. 場 所 福岡県青少年科学館集会室

3. 出席者

【委員】 西土純一会長、樋口明男副会長
石丸茂夫委員、岩崎フミ子委員、亀川正司委員、川村安正委員
古賀和典委員、靄真紀子委員、鶴田榮子委員、柳尾和枝委員
藤田桂三委員、松永恵美子委員、森光佐一郎委員

【事務局】 最所一志水道ガス部長、広田耕一水道ガス部次長
古賀久幸技術担当次長、近藤孔史経営企画室長、他

4. 会議次第

1. 18年度決算見込みについて
2. 料金負担のあり方について(2)
3. 加入金制度について

5. 議事概要

会長 時間になりましたので、只今より審議会を開催させていただきます。
前回、私が提案いたしました叩き台を元に議論していただきました。
それぞれご意見を伺ったわけでありますが、最終的にはいろいろな案について事務局から、それぞれの仮定に基づいて、具体的に数字を提示していただくということになりました。
それと同時に、18年度決算の見込みについても知りたいという申し出がありました。
まず、最初にお手元にございます18年度の決算見込み総括表、これについて説明していただき、次に具体的な数字を見ながら料金制度の料金負担のあり方について論議していただきたいと思います。
もし時間がありましたら、新しいテーマ「加入金」の問題についてもご意見を伺おうと思っております。
最初に18年度の決算見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (1 . 1 8 年度決算見込みについて資料に基づき説明)

会長 1 8 年度の決算見込みです。収益的収支の経常利益を見ますと、5 億 3 千万ほどが見込まれているようです。

1 7 年度が 5 億 2 千 8 百万ですので、ほぼ同じくらいの経常利益であります。1 6 年度以前と比較しますと 1 7 年度、1 8 年度は非常に好調です。

これは今まで説明にありましたように、城島・三瀬地区の単価が高い収入のためと考えられます。

それから、資本的収支の補填財源。最後に、企業債の推移が出ております。

事務局 収益的収支の補足説明をさせていただきます。実はこの給水収益の中には、臨時的な給水収益がございます。

それは荒木町に福岡県南広域水道企業団がございます。久留米・大牟田・筑後など県南部の自治体、水道事業体に対して用水供給を行っている事業体です。

そこは、現在慢性的な水不足になっております。それについては大山ダムに水源を求めておりますが、ダム開発が遅れて、水が不足しているということから、私どもの方から一時的な応援給水を行っております。

それと広川町の一部地区に分水という形で、一時的な応援給水を行っております。その料金もこの中に入っているわけですが、そういった応援給水は、何年か後にはなくなると想定されております。

給水収益の中にはそういった分の収益も含まれていることをご理解いただきたいと思います。

参考に、年度毎の応援給水の収入額を申し上げます。

平成 1 4 年度が約 4 , 7 0 0 万円、平成 1 5 年度が 1 , 0 0 0 万円、平成 1 6 年度が 2 , 6 0 0 万円、平成 1 7 年度は 5 , 1 0 0 万円。

今年度平成 1 8 年度の決算見込み額は約 7 , 3 0 0 万円となっております。

この分は久留米市民の方からいただく料金ではないということをご理解いただきたいと思います。

ですから今申し上げました額を、純利益や経常利益から差し引きますと、普通の経常利益、純利益になると思います。

副会長 確認的な質問ですが、収益的収支を短期的な数字で見ると平成 1 4 年度以降、一貫して黒字です。

他方で平成 1 4 年度の企業債収入は 0 であり、借金をしないで済んでいるのですが、それ以降、黒字でありながら毎年企業債を借り入れているわけです。

ですから企業債の未償還残高が平成14年、15年、16年と借金がむしろ増えている。黒字の中で借金が増えていることの意味を補足でご説明いただきたいと思います。

事務局 確かに平成14年度は企業債の借入を行っておりません。平成5年度までは企業債の借入を行ってありました。その後、企業債を借りておりませんでした。

それはその時の建設改良積立金や過年度内部留保資金、当年度内部留保資金といった内部留保資金で資本収支の支出財源に充てていたということから、企業債を借り入れなかったわけであります。

しかし15年度以降、企業債の借入を行いました。それは15年度以降、建設改良整備事業等の事業費が増えてきましたので、どうしても借入をする必要が出てきたということでございます。

委員 今回の関連ですが、企業債の償還金が増えています。

これは企業債の残高そのものとも関係があるのですが、残高はこれから起債を起さなければ、増えることはないのかもしれませんが、企業債は5年据え置き、10年据え置きとか色々なパターンがあると思います。

企業債償還金のピークはいつ頃を想定されていらっしゃるのでしょうか。

事務局 今まで水道事業をやってきた中では、ピークは過ぎております。

それは元利償還です。利息の償還は収益的収支の営業外費用に上がっております。営業外費用を見ていただきますと、14年度から減少してきております。

元利均等償還ですから、最初は利息ばかり払っているということで、利息がだんだん減って来たということですね。

資本的収支の中の企業債償還金が元金の支払ということになります。

現時点でピークは過ぎておりますが、今後の建設改良事業の進め具合によって、借入を行っていけば、そういった可能性もありえます。

平成18年度の企業債償還金が12億と、他の年度に比べて増えているのは、公営企業金融公庫から借りている企業債の借り換えが、国から認められました。

そこで約3億円ほどの借り換えを行いましたので、18年度の償還金が増えている状況です。

委員 これから建設改良なり、整備事業なりが必要になれば、起債を行うか内部留保資金でまかなうかの判断が出てくるのかもしれませんが、現時点でいきますと企業債償還金は利子から元金の方へ移っているので、新たな起債がなければ、企業債の残高は減る方向で順調に推移していると理解して良いわけですね。

事務局 起債残高の一番のピークは平成6年頃だったと思いますが、当時約160億円ぐらいの残高がありました。

平成6年以降企業債の借入を行っていませんでしたので、現在では100億円ぐらいになったということでございます。

委員 只今の関連でございますが、企業債償還金は営業外費用で支払われているということですか。

事務局 営業外費用は利息になります。元金の方は、企業債償還金のほうに計上されております。資本的収支の中の企業債償還金です。

企業債償還金として支払を行っているのは元金部分で、利息の部分は収益的収支の営業外費用で支払っております。

元金を払う費目と支払利息を払う費目が違っているわけでありまして。

委員 一般企業であれば貸借対照表があるのでわかり易いのですが、貸借対照表ではありませんが、それに見合うものが資本的収支ということですね。

会長 18年度決算見込みの中に経常利益5億3千万とありますが、応援給水の収益が入っているということと、先ほど申し上げました城島・三瀨地区の単価の高い分の収益が入っているということをご確認ください。

それでは次の資料のご説明をお願いします。

事務局 (2. 料金負担のあり方について(2)資料に基づき説明)

会長 最初は基本的な確認していただいたわけでありまして、後は1案から4案まで、こういった数字が出るという試算をしていただきました。

審議会は金額について議論する場ではございません。料金体系、どんな形の料金制度にするかということでありまして、数字には余りとらわれないでいただきたいのですが、わかりやすくするためには数字をあてはめて、こんな形になるということを示していただきました。

その結果として、今の前提のもとに計算すると、このような影響が出るということでございます。

まず、資料につきまして何かご質問がありましたらお受けしたいと思います。

それでは1、2、3、4という案が出ております。最初の所に料金制度の仕組みが出ておりますが、今までの議論の中で、まず基本水量は撤廃した方が良くと

いうお考えの方が多数でありました。

それに対して、基本水量は廃止しないほうが良いという方もおられました。

できましたら、意見が一致した方がいいと思いますが、具体的な数字をご覧になって、何かお考えがありましたら発言をお願いいたします。

基本水量ありの逡増型つまり1案と、基本水量なしの逡増型3案を比較してみますと、1案の方は10³m³使った場合に基本料金850円、3案の場合は750円プラス使った分という考えで10³m³使った場合は一緒です。

使用量が10³m³未満の場合は3案の方が安くなるという形です。数字はまだわかりませんが、この試案でいきますとこのようになるということです。

基本水量を無くした方が、使用量が極めて少ない方にとっては、安くなるという料金が考えられます。

委員 基本水量を無くして、料金が安い方で使用料をかけるほうが単純でいいかなと私は思っていました。

けどちょっと決めかねています。10³m³までは基本水量を無くした方がこれでいけば安くなるわけですね。全く使わない月はどうなりますか。

会長 全然使わない月は、今と一緒に750円です。基本料金は一緒ですから。

委員 基本料金だけはあるということですね。

会長 絶対に一致して提言するということではございませんが、できれば一致できるところは一致したほうがいいと思いますので、お伺いしているわけです。

そういうことであれば、基本水量を無くしてもいいのではないかと私は思っておりますが、反対の方はいらっしゃいませんか。

委員 私が基本水量を廃止と言っていたのは、小口の基本料金をなくして、使った分だけというそんな感じで捉えていました。

会長 二部料金制で一致しておりました。基本料金プラス従量料金という体系です。

委員 二部料金制度の中で、一人とか独身の方で行くと1月の使用量は大体8³m³という数字があったと思います。

だから10³m³まで使用しない人にとっては、少し余分にお金を払っている感覚だったのだらうと思います。

だから、小口の部分をもう少し何とかできないのかなということで、基本料金

を0にする代わりに単価を上げるとか、またはもう少し基本料金を下げてやるのかですね。

会長　　今まで論議しましたので、基本料金を0にするということはもう考えません。

委員　　二部料金制だから基本料金を0にするということは考えないということですね。

会長　　バリエーションは色々あると思います。基本料金を下げて、従量料金を高くするとか、そういうことはあり得ると思います。

合意できるとすれば、13ミリはこの間お話ししたように若干値上げの形になり、一方事業者は値下げになるということです。

あるいはそのレベルです。資料にございますが、今の13ミリの最低単価は原価に対して43.1%の料金をもらっている。それを48.8%にすると100円値上げ、54.6%にすれば200円値上げという、どの辺のところだったらいいかというようなところで留めたいと思います。

13ミリの場合、10m³使用時750円というこの金額は、中核市等平均でいくと1,066円でかなり下回っています。

それと同等にすると原価の60.3%で1,050円ですが、一気にそこまで行くのは難しいと思いますので、850円か900円、950円といったところだろうと思います。

今までの議論の中で、この750円というのが安いということは大体ご理解いただいていると思います。

あとは、最低単価の原価に対する割合はどのくらいが妥当と考えられるか。その辺をちょっとお考えいただきたいと思います。

今の案は850円という数字が出ておりましたけれども、48.8%になります。どのくらいが妥当か、あるいはもう少し上げてもいいというご意見もあるかと思っています。

委員　　原価に対して、いくら請求しますかという観点ですね。その中に今まで福祉の部分とか、色々な部分が入ってこのような水準になっている。

基本的には、原価の水準までは一つの目標として、目指してもいいのではないかという気がします。

原価の水準が一般的な使用料としてどこあたりまでという問題はありますが。

私は限界は原価の1倍というところで、じゃあ今回はどこまでいくのという話かなという気がします。原価を回収するということです。

会長 原価と同じということですか。それでいくと、1,740円、一番上のラインということになりますね。それはあんまりではないでしょうか。

副会長 資料を見てもらったらわかると思いますが、最低単価と給水原価の比較で一番高いところは郡山市です。ここですら原価割れしています。99%です。

逆に久留米市が一番低いです。前回申し上げたのは、全部の平均で64%ぐらいを参考にしたらどうかと申し上げましたが、それでも若干高いので、10%ぐらいにいくつか数字を並べてあるわけです。

おそらく考え方としては両極端はちょっとはずそう。ある程度無難な数字というものをいくつか考えるという思考枠組みはあるのではないかと思うのですが。

委員 どういう考え方を入れてくるかという話だと思います。

企業として考えれば、基本的に今までの論議内容でいけば、原価割れしているところを少し上げて、儲かっているところを少し下げましょうという形できているわけです。

その中で、原価割れしている部分をどこを目標に上げるのかという話になってきた時に、福祉の話だとかそういうのが入るべきなのかどうかということです。

私が言いたいのは、10年、20年、30年後にはそういう方向にいけないのでしょうか、今回がその第1段階としてどこまで目指しましょうかということなのです。

会長 それはかなり、議論が伯仲すると思います。つまり、家庭用と事業用を同じ土俵の上で料金体系を考えろというご意見に近いということになってきます。

現行はかなり違った体系になっていますから。

委員 これから1世帯あたりの人数はずっと減っていくわけです。総人口も減っていく。一人で暮らしている、二人で暮らしている、そういう世帯が増えていきます。

その中でいつまで原価割れの部分を抱えられるのかなという気がします。

会長 独立採算制ですから赤字になったら困るわけです。当然そういったことになれば、少しずつ値上げしていかざるを得ないということになると思います。

委員 自分でもちょっと言いすぎているということはわかっています。が、基本的に受益者負担という考え方に立てば、それに近づけていかざるを得ないと思います。

片方では、一月の使用量が、13ミリでいえば小口の平均が8㎡くらいだから、そこらあたりがひとつの基準になるといった形でやってもいいのかなと思います。

会長 考え方としてはわかります。しかしちょっと、現行の体系が根本的に変わってまいりますので、今まで議論したものを踏まえまして、これから詰めていきたいと思えます。

事務局 今委員が仰っているのは究極的には均一型料金の話です。
数字を幾らに置くかは別にして、三瀬・城島の単価が、税抜きで城島が167円で三瀬が171円なのですが、均一です。基本料金もありますが殆どその単価に8m³掛けたものが合併前の基本料金でした。
ですから委員が仰ってあることを突き詰めていくと均一型料金を目指すということなのかなと聞こえたのですが、参考までに。

委員 小口のほうはプラスマイナスが0でいいのではないかと。大口のところでは儲けなさいという話です。手間隙が掛からないところで。
どっちにしろ検針なんて、大口のところでも10m³のところでも1回いかなければいけない。

会長 少し話を戻しまして、いかがでしょうか、今の試算は850円ですが、どうでしょう妥当でしょうか。
まだこれでは低いといわれるかも知れませんが。

委員 13ミリ、20ミリを使われているところが大半を占めているということで、上げ幅は最小限度に抑えながら、必要な分は上げるけれども最小限度に抑えて、そして大口のところは採算に乗れるくらいダウンさせて使ってもらおう。
非常に大雑把な考えなのですが、そういうふうにすると、値上げがたくさんあると市民感情も心配しますし、水は使っていただかなくてはならない。
多く使っているところは、大口ということですからそこを下げながらたくさん使っていただくというふうな考え方でしたらどの数字になるのですか。

会長 みなそういう考え方になっています。1から4までは。
前回お話しして、その範囲内で数字を作っていただいていますから、今仰っていることは、全部これにあてはまると思えます。

委員 一番よくあてはまるのはどれですか。

会長 私がこの間提案した、あるいは皆様の多数説でいきますと3案です。

多数説でいくと、基本水量を廃止、逓増型というところが多数でしたから、それでいきますと、3案のような形になると思います。

もう一点、逓増型と逓増逓減型というのがございました。逓増逓減型については、筋が通らないのではないかというご意見がございました。

逓増逓減型でありました委員は、いかがでしょうか。この数字を見ながらで結構ですけど、何かご意見ございましたら。

委員 私は逓増逓減型を言いましたが、数字からいくと、その後に出てきます給水量とかをみると、逓減にしてもさほど影響はないので、どちらでもいいのかなというのが、今の私の結論です。

逓減の250円から200円に下がる。これが普通なのですね。225円から250円、250円、200円に下がっている。

225円、250円、250円、225円ではなく、なぜ200円なのかなと、多分どこかの前例を参考にしてあるのだと思いますけれど。

そういった値段のことを考えたらきりがありませんので、今回の資料では逓増型、逓増逓減型どちらでも根拠は無いのではないかといわれるかもしれませんが、今の久留米市の企業の大きさをいえばあまり影響が無いのかなと思いました。

会長 では逓増逓減型を強く主張しないということで、逓増逓減型は取りやめるということでよろしいですか。

全員了承

会長 したがって2案と4案はここでは取り上げないということにいたします。

あと基本水量の有り、無しということですけど、これも基本水量廃止ということで、そう大きなご意見も無いようです。

事務局 欠席した方は、次回に一度確認されたらと思います。

会長 基本水量廃止ということはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

全員了承

会長 ではこれも皆様に賛同いただいたということで、結果的に3案という、このパターンになろうかと思います。

数字はまだどうなるかわかりませんが、基本的には13ミリを若干値上げする。

逡増度を下げるということを踏まえて、あるいは城島・三瀨の方々については、家庭用で行きますと今回の案で、城島・三瀨地区の方々は20m³までだったら値下げになるというのがあります。

30m³の場合は13ミリだったらあんまり変わらないですか。三瀨地区は少し下がります。ということで殆ど20m³までだろうと思いますので、大多数の方にとっては値下げになるということになります。

ただ問題としては、事業所用の料金です。これは久留米地区は値下げになる。逡増度を下げますから当然です。ところが城島・三瀨地区の場合は値上げになると、ここが悩ましいところでございます。

これはどうしようもないと思います。あとは議会で、この点の対策についてはお考えいただくことにしまして、我々としては、今日示されている3案の料金体系を考えるということで行きたいと思います。

事務局 1案から4案まで一応850円というところで示しているのですが、本来負担の公平性という観点から幾らぐらいまでなら止むを得ないとお考えになるのか、原価に対して何%ぐらいまでなら止むを得ないのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

会長 今の850円くらいというところではないですか。皆さんの暗黙のお考えでは。

副会長 そこは考え方があるところで、最低単価と給水原価の比較でいくと、中核市等の平均が64.8%です。仮に今回850円になるとして原価の48.8%です。これでもかなり低いですね。

考え方として原価を回収するという事は、その通りの面も無くはない。あくまで効率性の面から言えば。

ですから850円ではなくて例えば、950円ぐらいまで考えるというのは考え方としては十分ありえるのではないかと思います。

委員 私も実は原価を回収する考え方と同じです。究極を目指すのはやはり原価です。企業体としては当然だと思いますので、究極としては目指すのはそこです。

850円がいいとは別に思っていないので、結論としては、もっと上を目指してもいいのではないかと、もっと高くてもいいのではないかとと思います。

具体的な数字としては、なかなか難しいものがあると思いますが、考え方は原価を回収するという事です。

ただ久留米地区が他の地区と違うところは、恵まれていると思うのです。企業があり工場があり、すごく恵まれているので、統一料金というのがあてはまらな

いという気がしますので、一般家庭には向かないのかもしれないと思います。
格差は必要と思うのですが、やはり企業体として当然の指向だと思えます。

会長 その意見にはものすごい反論があると思えます。

委員 反論はあると思えます。市民からもあると思えますし、実行が今の段階では不可能だと思えますけれども、考え方としてあると思えます。

副会長 考えているのはあくまでも最低単価の設定です。
はっきり言って水というのは基本的人権に近い。安全な水をおある程度安い料金で入手できるというのは、やはり単純に効率性だけで考えられるものではないわけですね。
多分そういう観点で全ての中核都市は原価割れで現に提供していて、そこについてのコンセンサスをとるのは全く違う次元のものだと思えます。
おそらく原価割れになること自体は、それ程おかしいことではないと思えます。だからそのレベルが今低すぎて、どうかということを議論しているだけではないかと私は感じているのです。

委員 現実問題として今750円のレベルのものをどこまで上げて、大口のところをどこまで下げますかというバランスの話でいけば、最低単価の部分でどこまで上げられるかという話になってくるのです。
だからそれが今850円のラインが一つ出ているけれども、800円でいいのか900円でいいのかという話、バランスの話でいけば850円から900円くらいが10³mという世界の中でいけば妥当という感覚はあります。

会長 我々の提言は3案の料金体系を提案するわけですね。その場合にそれを受けて事務局は、今、仮に数字は出ておりますけれども、議会で提案する数字を貼り付けなくてはならないわけですね。
その時に我々審議会はどのような数字を考えているのか、それを踏まえて多分数字を出したいわけですね。
我々はそれぞれお一人づつの考えていることを言えば、審議会では大体こういうことだなと事務局は考えると思えます。
それで問いかけてきていると思えますので、皆さんのお考えをどうぞ。

委員 現行久留米が750円です。城島・三潁が1,310円、1,371円です。
そうすると850円という数字は非常に城島・三潁にとってはプラス、受け容

れやすい数字だと思いますが、久留米にとっては上がります。

どうせならその中間くらいを目指して、最低料金を考えたらどうかと思います。

委員 久留米市の水道ガス部では、ガスは営業力を強化して販売していくということでしたが、水道については公共性福祉ということで販売努力をしていく方向ではないということでした。

そういうことから言いますと、なるべくなら水道については、生活必需品の一つということで、先ほど副会長も言われたとおり原価割れが当然だということで、少しでも安くしていただくためには850円程度、第3案に近いような数字がいいのかなと私は思っております。

委員 私は審議委員という立場から言えば、先ほど言われたような中核市、他の市との実情とかそういったものを勘案したり、企業体として考えていけば、将来的にはもう少し家庭用も上げていいなと意見を持っています。

それが幾らかという数字は言えませんが、将来的なものを考えて、どういう方々が負担をどうしていくかということが、水道料金ですから少しいびつな形というのは間違いないわけです。

しかしながら市民としては、今からこれは議会に掛けられると思いますが、その後市民に理解を求めなければいけないことを考えますと、私も市民ですから非常に少し緩和策をとらざるを得ないと思います。

そうなれば将来定期的に、この制度を見直していかなければいけないというのは言えると思います。

一度に1,000円とか900円とかできればいいのですが、ですから私は将来定期的に見直していくということが非常に大事だと思います。

委員 値上げしないで今のままでいければ、一番いいんですね。

城島・三潴地区の家庭用を考えれば、旧久留米よりも高いのですから、同じ久留米市に合併したからには、やはり同じ料金にしないと不公平感がでる。

そう考えると、やはり中心は旧久留米市の価格を中心に考えなければいけないのではないのかと思います。

そうした場合に旧久留米の少家族といいますか、そういった形から考えますとやはりいくらかは値上げにご了解いただく、それも了解していただきやすいような価格で何とか折り合いがつかないかなと思います。

そう考えていくと、やはりこの案に示してあるくらいが、一番市民の皆様の大半の方をお願いするにしても、お願いしやすいのではないかと私は考えます。

会長 大体委員の皆様方の声はお聞きになったとおりですので、以上で料金負担のあり方という議題については終わります。

最後にもう一つ加入金制度という問題がございます。これについて説明をお願いいたします。

事務局 (3 . 加入金制度について資料に基づき説明)

会長 今の説明でご理解いただけたと思いますが、悩ましいのは、旧久留米と城島・三潞が違っていた。それをどのように考えたらいいのかというところです。

委員 旧久留米として、今まで一回も加入金を取ろうという議論は無かったのですか。

事務局 少なくともここ10年間くらいの中では、旧久留米市におきまして加入金制度を創設しようという気運も声も無かったと思います。

まだ一部ではありますが、未普及地区もございますので、やはり皆水道という目的を達するためには、普及度を上げるという基本的な視点から、加入金制度の創設については、意見としても無かったように記憶しております。

委員 城島・三潞地区の普及率はどれくらいですか。久留米と変わらないのですか。

事務局 98、99%、100%に近いです。久留米よりむしろ高いです。

委員 常識的にいったら取られないでしょう。今までどおりでしょう。

会長 取らないということは、城島・三潞地区の人達の今まで払っていた人達とのバランスが崩れます。

取るということになると今度は、旧久留米の人達のバランスが崩れます。

委員 今までの人は払っていないのに、なぜ払わないといけないかという話ですね。これは統一しないといけないのですか。このまま継続というわけにはいかないのですか。

事務局 加入金制度について、もう少し説明しますと、すでに水道をお使いの方は一切関係ございません。

例えば新しく土地を買って家を建てて、給水申し込みをするという方々に限って、新たに加入するから加入権利金的なものとして、何がしかのお金をいただき

ますということです。

例えば自分の家を持っていて、半年間くらい留守にするからと、その間閉栓をしますと料金を払わなくていいわけです。

そして旅行先から半年後帰ってきた時、再度水を使うために開栓を申し込まれた時も、すでに元々水道を使う権利があるわけですから、新たにその時点で加入金を払う必要はないということです。

ですから全く新規に家を建てたり、ビルを建てたりして、給水の申し込みをした方に限っていただくという制度でございます。

いずれにしても加入金をお支払いただくのは、1回のみです。

委員 結構ゴルフ場の農薬の話とかいろんなことがあって、地下水も昔みたいにそれほど安全ではないという話も一方であるわけです。

水道が無いところに行こうとしたら、引かなくてはいけないわけです、当然。その時に加入金制度を適用しますと言ったら、多分どこも入らないのではないかと思います。

私は加入金制度は無し。お金は掛かるけれど、新しいところで、使う人を増やして量を増やす方がいいのではないかなと思います。

委員 加入金制度を導入しなくても、久留米の場合は先程検討した中で、採算は取れるということになるのですね。

ただ合併によって制度の統一を図るために、この加入金制度を導入するか、しないかという検討がされていると思うのですけれど。

入るときにかなり高額ですよ、4万、6万、9万とこの負担は大きいです。城島・三潴地区は、この制度が無いとやっていけなかったということですか。

ただ単にあったから継続してあるというのが、久留米の場合はこれが無くても採算が取れる方法を先程検討しましたよね。

副会長 あくまで統計上のデータだけで恐縮ですけど、資料を見る限り中核市等の水道事業体の95.2%が実施しているということは、むしろ大多数が取っている。

数字だけを見れば、そういった水道共同体のメンバーになるための負担を取るといのは、むしろ原則なのかなという気がします。

逆に原則に対して、久留米市は普及率を優先するという政策判断で例外といったら変ですが、原則論をあえて外すという政策決定を久留米市はしていた。

そういった政策決定を維持すべきかどうか、という考え方なのかなと若干感じますけれどどうでしょう。

事務局 先程の議論は、収益的収支の中で収支がどうなっているかということでしたが、決算見込みを説明しましたように、資本的収支は赤字になっております。

赤字については補填をしておりますし、これで足りない分を企業債借入というのを行っております。

今後の状況は、平成23年度くらいまで元利均等償還ですから、いわゆる元金の部分の償還が増えるという形になります。ということは資本的収支の赤字幅が余計広がっていくという形になります。

したがって、この加入金を今後拡大していけば、資本的収支の財源については大きく寄与する形になります。

ですから、その財源が無いという形になれば企業債をまた起こす形になりますので、それは結果的に冒頭説明があっていましたが、利息につきましては収益的収支の中で処理しますので、めぐりめぐって結局皆様方の料金負担になっていく可能性があるということを念頭においていただきたいと思います。

それから三漕・城島につきましては、資本的収支の中に、この加入金については充当をしていたという状況でございます。

中核市の大部分が加入金を取っているということについても、財源の基盤の安定性を図るという判断の元でされていたということでございます。

委員 水道の普及率がもう90数%なのでしょう。城島・三漕も。久留米市はもっと普及しているわけでしょう。

その加入金によって、そういうものがどれくらいプラスになるのかといったら、全体の割合からいったら、そんなに大きくないような気がするのですが。

一回だけのお金ですよ。

事務局 三漕・城島の17年度実績で1千60万円くらいです。

久留米がもし、17年度に加入金を取っていたとした場合、城島の単価で計算すると1億3千万くらい。三漕の単価で計算した場合1億8百万円くらいです。

委員 それは引越した人にも掛かるのですか。個人、家についているものですか。

事務局 家についているものです。

委員 建替えはどうですか。

事務局 建替えも必要ありません。

委員 更地に新たに造るときですよね。

事務局 既存の例えば、今までずっと使っていた小屋などに水道水を引くという場合は対象になるかと思いますが、基本的には新たに建物を建てられて、そこで使う水を申し込まれた時点で、加入金を納めていただくことになるということです。

転勤などで市内のマンションや貸アパートとかにこられた場合は、そもそも水道がついていますから、そういう方は別に納める必要は無いということです。

委員 お尋ねしたいのですが、現在地下水を使っている方が、水道を引きたいという時にはこの加入金制度が伴ってくるわけですね。

私のところの周辺は、まだ水道が来ているところは殆どありません。殆どのところが地下水です。

そういったところはかなり負担が大きいということで、また一段と水道を引かないということに繋がるのではないかとことは考えられます。それでも水道を引こうとしないのです。その辺が大きな問題だろうという気がします。

市内全体から見れば、ほとんど100%に近いくらい普及しているということでしょうが、私のところの地域だけを見ますと、ほんの何%かだけしか水道を引いていない。90%以上が水道を引いていませんという地域なのです。

委員 私は最初加入金制度は、旧久留米みたいに取らなくていいという話をしましたが、平成17年度ベースで1億以上あるという話を聞いたら、別の考えも浮かびました。

企業体として収支面からすると、これだけ寄与するわけです。根本的にこれまでやってきた料金体系、これをもう少し別の角度で検討してもいいのではないかなと、そういう気もしてきましたが、それは全然議論はできないのですね。

会長 もう後戻りはできませんが、参考のためにどんなお考えか、お聞かせください。

委員 こういう制度を41都市の中で39都市が採用しているということになれば、金額は別として久留米も設けましょう。三漕・城島地区に倣ってです。

金額は安くてもいいと思います。その財源を先程750円、850円という話が出ましたけれど、それを据え置く。それとか大口のところを下げるということも考えていいのではないかと思います。

いわゆる競争力です。高齢家庭や独身世帯にやさしい料金体系と水のビジネス用、要するに工業用とか大口の方用に井戸水に勝つ料金体系ができるという。

会長 ただ加入金はそちらには使えないと思います。違うのですか。資本的収支のほうに入るのでしょうか。

事務局 考え方としては、加入金の趣旨については基本的には資本的収支のほうにより性格は近いと思いますが、位置付け方について絶対的に4条の資本的収支でないといけないということはありません。

 現実的にはかなり料金が高騰した中で、いわゆる3条の収益的収支の方に持っていつている都市もございます。

会長 それはまた考え方が、使い道をどうするかが分かれるようです。

 ただ先程の説明にありました償還金は、ピークを過ぎて順調にきているということだったのですが、資本的収支は赤字です。

 その一部でも加入金を充てたいということだと思いたいますが、ここはいかがでしょうか。

委員 久留米市の周辺都市では久留米市だけですか、加入金を取っていないのは。

事務局 近隣の加入金の状況についてですが、筑後地区の八女市と筑後市、大川市、柳川市、甘木市、全部加入金は取っています。

 あと北野地区の三井企業団もありますし、佐賀市、鳥栖市、それから福岡市、北九州市も取っています。

 取っていないのは、ちょっとここには書いてありませんが、殆どのところで取っているということです。

会長 久留米市だけが取っていないというようなことだそうです。

委員 先程私の周辺のことを申し上げましたが、逆に今後はこういう加入金制度を設けますよとなった時には、現在水道を引いていないところが、慌てて引くようになるかなと思います。

委員 加入金制度を導入することで、施設の拡充であるとか、先程の財源的にも潤うということであるならこの時期を逃すと大変ですよ。

 今こうして検討していて、なるべく格差をなくそうと検討していますので、この制度を導入するならば今しかないですよ。

会長 いいタイミングでしょうね。

委員 下水道の場合はこの加入金というのは取っていますよね。だから水道も同じ感覚にならないですか。公共施設ですから。だから加入金はとってもいいのではないかと思います。

会長 この問題は、加入金はどういう意義があるかということよりも、結局、今まで久留米は取っていなかった、それを取る。城島・三潁は今まで取っていた、それを取らない。取るか取らないかどちらかなんです。

あまり加入金が、何のためにあるかとかそういうことをいってもしょうがないですね。公平の問題です。今まで取っていたものを取らなくするか、取っていなかったものを取るか。どちらかなんです。どちらにしても不公平は出てくるわけですから。

ただ、水道事業の為には取ったほうがいいのでしょうね。先程あったように、財政基盤を良くする方向にはいきます。

委員 そうなのですよ。そうなると簡易水道とか井戸水で十分私達のところは生活していますという人達が、改めて水を引きますよというかどうか、そこの綱引きだと僕は思います。

だから安全で安心だという部分の話と、費用対効果の話から行くと費用をどう回収するかという話の部分の綱引きで、そこは我慢して量を増やすほうを優先したらどうですかというのが私の意見ですので、取らなくてもいいのではないですかということです。

委員 旧久留米の立場から言いますと、98%の方々は払っていらっしやらないのですから、皆水道ですか、大体98%を超えたから方針を変えて、皆さんも払ってありますから、今から先は加入金をいただきますというようなことが通るか通らないかということです。

私は、それはできないと思いますので、このまま城島・三潁地区は加入金制度を廃止して、加入金制度はなしということでもいいと思います。

委員 あるかないかですよね。難しい問題ですが、あるほうがいいと思います。

結局、水道事業は設備産業ということで、今度の合併において城島・三潁地区の新たな水道の設備の回収みたいなことの発言がありました。

そういうこともありますし、田主丸地区に水道普及をする。中核市として久留米市が田主丸町を含めて合併すると久留米市としては、水道普及率は悪くなるわけで、市民が水道を求めるかどうかは非常に微妙なところではありますが、工業

団地とかを念頭に置くと水道を引かないというわけにはいかないと思います。

その設備関係は加入金制度がなければ、その費用は、今水道を引いている市民の方々に広く負担を求めることになるわけです。

今までの久留米の人達は、以前大変な思いをして久留米市に水道を引いて、今までその負担をしてきているわけです。

そう考えると、また負担しなくてはならないのかということになりますので、申し訳ないですが、加入金を取ってくださいということになります。

委員 加入金は取った方がいいと思います。今言われたとおりです。

委員 久留米市も中核市になるということで、全国の中核市に倣って加入金を取った方がいいと思います。

委員 こうなってくると、いただくような形をとったほうがいいのかなと思います。でないと、余りに甘えに甘えてやってたのではおかしいのではないかと思います。

委員 私も取った方がいいと思います。加入金を取ることで水道事業が財源的に潤うということならば、大局的に見てそれはいいことであるし、今がチャンスだと思います。

委員 自分の所は、三井水道企業団が給水していますので、取られるのが当たり前とと思っていました。

加入金制度が久留米市にはなかったということを初めて知りました。

今後は人口30万の都市ということで、必ず分譲や新規ということが出てくると思います。久留米市の水道事業としては絶対に金額を下げてでも、ほしいのではないかなと思います。

将来のためには金額を下げてでも取った方がいいと思います。

委員 私も取った方がいいと思います。ただ金額が結構割高なので、この点を検討されて、城島・三瀬の加入金が下がるような改定の仕方であればいいと思います。

副会長 個人的には取るべきだと思います。私は常に原則・例外という考え方をしますが、状況的にはおそらくメンバーに加入する負担というのは、取るということがおそらく原則なのだろうと思います。

これまで久留米市が取っていなかったということがかなり例外的な、かなり政策的な色彩が強い政策を取っていた。そういう政策を今後も維持しなくてはなら

ないのかという問題だろうと思います。

おそらくその必要性はもうないのではなからうかと思えます。

仮にこれを使うとして誰が不満を言うだろうかと、結局、久留米市外から来る人は取るのが当たり前とっていらっしゃいますから、不満を言うことは考えられないと思えます。

では久留米市内部で新しく作る人が不満を言うのかなと、余りそれほど大きくは、ないのじゃないかと思えます。これが第1点です。

第2点は資本的収支と収益的収支が、だいぶバランスが悪うございまして、資本的収支のほうに若干財源を充てるというのはかなり財政的にも必要なのではないのでしょうか。そういう感じを受けております。

会長 これでお分かりのように、多数は取るべし、少数は取らない方がいいということでございます。そういう我々の意見でございました。

本日予定していた議題は以上でございます。

一応、この料金制度、今の加入金を含めて、我々の基本的な考えについては、まとまりました。そこで後は、具体的に文章にして提言することになります。

したがって、3月は文章を練るのに時間が必要ですから、休会にしたいと思います。4月にできましたら、皆様方のお手元に文案をお送りいたします。それを見ていただいて、4月にこの場で文案について検討したいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして第8回の審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。